

グリーン住宅ポイント制度の概要 ~「省エネ」「新たな日常」等に幅広く対応~

1 制度の目的・概要

高い省エネ性能の住宅取得者等に対して、「新たな日常」等に対応した商品や追加工事と交換できるポイントを発行することにより、住宅投資を喚起し、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ経済の回復を図る。

2 ポイントの発行

補正予算案閣議決定日から令和3年10月31日までに契約を締結した高い省エネ性能を有する住宅の新築、一定のリフォームや既存住宅の購入等が対象。

住宅の新築(持家)

対象住宅	発行ポイント	
	基本の場合	特例の場合(※)
①高い省エネ性能等を有する住宅 (認定長期優良住宅、ZEH等)	40万Pt/戸	100万Pt/戸
②省エネ基準に適合する住宅	30万Pt/戸	60万Pt/戸

- ※特例の場合(以下のいずれかに該当)
- ・東京圏から地方移住するための住宅
 - ・多子世帯(子供3人以上世帯)が取得する住宅
 - ・三世帯同居仕様である住宅
 - ・災害リスクが高い区域から移転するための住宅

住宅の新築(賃貸)

対象住宅	発行ポイント
・高い省エネ性能を有する1戸あたりの床面積40㎡以上の住宅	10万Pt/戸

既存住宅の購入(持家)

対象住宅	発行ポイント
①東京圏から地方移住するための住宅	30万Pt/戸 (住宅の除却を伴う場合は45万Pt/戸)
②災害リスクが高い区域から移転するための住宅	
③空き家バンク登録住宅	
④住宅の除却に伴い購入する既存住宅	15万Pt/戸

住宅のリフォーム

対象工事	発行ポイント
①省エネ改修(窓・ドアの断熱改修、外壁・屋根・天井又は床の断熱改修、エコ住宅設備の設置)(いずれか必須)	最大30万Pt/戸※ ※若者・子育て世帯によるリフォームや一定の既存住宅の購入に伴うリフォームの場合は上限を引上げ
②耐震改修、バリアフリー改修等(任意)	

3 ポイントの利用方法: 「新たな日常」対応等

- ・「新たな日常」「防災」に対応した追加工事
- ・「新たな日常」「環境」「子育て支援」等に資する商品

ポイントを活用した「新たな日常」対応工事イメージ(テレワーク対応、感染症予防対応)

